

政策評価の結果の政策への反映状況 (令和5年度)

令和6年6月

文部科学省

文部科学省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	4	0	0	3	0	0	7
政策評価の結果の政策への反映状況	4	0	0	3	0	0	7
予算要求への反映	4	0	0	0	0	0	4
機構・定員要求への反映	2	0	0	0	0	0	2

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別措置等	未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）			
評価実施件数	0	4	1	0	5	0	5
政策評価の結果の政策への反映状況	0	4	1	0	5		
これまでの取組を引き続き推進	0	4	1	0	5		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	0	0	0	0	0		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
2 「これまでの取組を引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直しを実施」、「評価対象政策を廃止、休止又は中止」及び「その他」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
3 「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
4 「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「政策評価の結果の政策への反映状況」の内数である。
5 「評価対象政策の改善・見直しを実施」の件数は、「評価対象政策の重点化等」又は「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」をした政策の実数である。
6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000941826.pdf) 参照

文部科学省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 研究開発を対象として評価を実施した政策（令和5年8月31日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kenkyu/mext.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携	<予算要求> 長年にわたってASEAN諸国と行ってきた国際共同研究や研究人材交流の取組を基盤とし、相手国ニーズに応じた柔軟かつ重層的な取組を通じ、持続可能な研究協力関係をさらに強化するため、令和6年度概算要求（970百万円）を行った（令和5年度1号補正予算額：14,590百万円）。
2	スマートバイオ創薬等研究支援事業	<予算要求> 世界的に医薬品産業の市場規模が急成長し、特にバイオ医薬品の割合が急拡大する中、これまで推進してきたバイオ創薬に向けた要素技術開発等に加え、優れたシーズの研究開発を推進するとともに、成果を実用化等に確実に結び付けることで、我が国発の革新的な高機能バイオ医薬品等の創出を目指すため、令和6年度概算要求（1,880百万円）を行った（令和6年度予算案額：1,481百万円）。
3	生成AIモデルの透明性・信頼性の確保に向けた研究開発 ※ 政策の名称については、令和5年度1号補正予算にあわせ、令和6年度予算案の確定の段階で「生成AIモデルの透明性・信頼性の確保に向けた研究開発拠点形成」に名称を変更した。	<予算要求> 国立情報学研究所（NII）において、アカデミアを中心とした一定規模のオープンな基盤モデルを構築できる拠点を形成し、基盤モデルに関する基盤的な研究力・開発力の醸成および基盤モデルの学習原理の解明等による透明性・信頼性確保を目指すため、また、研究活動を通じた一連の知識と経験の蓄積を図るため、令和6年度概算要求（2,987百万円）を行った（令和5年度1号補正予算額：4,242百万円、令和6年度予算案額：691百万円）。 <機構・定員要求> 基盤モデル研究開発の体制強化のため、定員1名を要求（令和6年4月1日 人工知能技術係長を措置）
4	JAXAの戦略的かつ弾力的な資金供給機能の強化	<予算要求> 宇宙活動に革新的な変化をもたらす技術進歩が進展する中、民間企業・大学等が複数年度にわたる予見可能性を持って研究開発に取り組めるよう、内閣府主導の下で関係府省が連携し、産学官の結節点としてのJAXAの戦略的かつ弾力的な資金供給機能を強化するため、令和6年度概算要求（3,000百万円）を行った（令和5年度1号補正予算額：150,000

		百万円（総務省、経済産業省と共に合計300,000百万円を計上）。 <機構・定員要求> JAXAにおける資金供給機能の強化への対応をするため、定員2名を要求（令和6年4月1日 宇宙開発利用課課長補佐を措置） <制度改正> JAXAの目的及び業務の追加、基金の設置を内容とした「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和5年11月提出、11月成立）。
--	--	--

表2 規制を対象として評価を実施した政策（令和6年2月29日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/mext.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	専修学校となるために最低限必要な学習時間に関する基準の見直し等(3件)	
	専修学校となるために最低限必要な学習時間に関する基準の見直し	<制度改正> 人生100年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、専修学校専門課程における教育と大学における教育との間の制度的な整合性を高め、両者の間の円滑な移行を可能にするための制度の整備等が求められている。本制度改正は、このような状況を踏まえ、専修学校となるために最低限必要な学習時間に関する基準を、大学・高等専門学校と同様に「単位数」により定めることができるようにするとともに、専修学校の専門課程の入学資格について、大学の入学資格と同様の規定とすることとし、さらに、専門課程における教育の質の保証を推進するため、全ての専門課程を置く専修学校は大学と同等の項目での自己点検評価を義務付けることとするものである。 政策評価法に基づく評価を経て、本政策を盛り込んだ「学校教育法の法律案」を国会に提出した（令和6年3月提出）。
	専修学校の専門課程の入学資格の見直し	
	専修学校における自己評価制度の見直し	

（事後評価）

表3 規制を対象として評価を実施した政策

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/mext.html) 参照

No.	政策の名称	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	拠点計画及び地域計画における報告の徴収に関する罰則の規定（第二十四条関係） （令和5年6月27日公表）	引き続き推進	<引き続き推進> 当該事後評価時点までの間、当該規制が適用された実績はなく、且つ社会経済情勢等の変化による影響等は生じていないため、今後想定される費用について事前評価時と乖離はない。また、副次的な影響及び波及的な影響は見受けられなかった。一方で、当該規制が存在することによって、計画の作成者に対して適切な計画の実施をより強く促すという効果は、引き続き期待できるため、当該規制は継続することが妥当
2	障害のある児童生徒等の就学手続の改正 （令和5年8月4日公表）	引き続き推進	<引き続き推進> 当該規制により行政費用が発生した場合があると考えられるものの、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられる環境が整備されるとともに、障害のある児童生徒等に対してその障害等に応じたよりきめ細かな支援を行うことが可能となるなどの効果（便益）が得られたと考えられ、今後も同様の効果（便益）が引き続き期待できるため、当該規制を継続することが妥当
3	特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制及びその例外（2件）（令和6年3月29日公表）	引き続き推進	<引き続き推進> 一般に、キャンパス移転を伴う大学の組織改編については、社会経済状況の見通し等にも鑑みると、機関決定からその実施まで4年～5年程度の期間で行われている（計画がこれ以上の長期になると不確定要素が増大するおそれがある）ため、当該規制が導入されて5年が経過した本年度以降は大学経営上規制が所与のものとなり、当該規制の効果が発現することが期待される。 よって、法の経過措置による特定地域内学部収容定員の抑制に係る例外規定が失効を予定している令和10年3月31日まで引き続き当該規制を継続することが妥当

表4 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策（令和5年9月22日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/mext.html) 参照

No.	政策の名称	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例措置	引き続き推進	<税制改正> （重要文化財等の譲渡に係る課税標準の特例措置） 法人が史跡名勝天然記念物及び重要文化財として指定された土地を国・地方公共団体等に譲渡した場合に係る譲渡所得の課税の特例等について、当該特例等の対象となる譲渡先として、地方独立行政法人（博物館相当施設として指定された博物館又は植物園の設置・管理を重たる目的とするもの）を追加し、譲渡する場合の譲渡所得については、原則

			として、2,000万円を限度とする損金算入（法人税）する措置は、令和5年度以降も継続することとされた。 （文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充） 法人が重要文化財等を国・地方公共団体等に譲渡した場合に係る譲渡所得の課税の特例等について、当該特例等の対象となる譲渡先として、市町村が指定する文化財保存活用支援団体を追加し、重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地を文化財保存活用支援団体に譲渡（国が認定した文化財保存活用地域計画に記載された、公開等の事業の用に供する重要文化財等の譲渡に限る。）した場合、2,000万円を上限に損金算入（法人税）する措置は、令和5年度以降も継続することとされた。
--	--	--	---